

2007年6月15日

日本国文部科学大臣

伊 吹 文 明 閣下

世界115国、219の著作権団体を連合する著作権協会国際連合 CISAC の事務局長としてお便りいたします。

CISAC は、去る 2007 年 6 月 1 日にブリュッセル（ベルギー）で開催した年次総会において、サンフランシスコ平和条約 15 条（c）の規定に基づき、連合国民の一定の著作物の著作権に対し、日本国のみが課せられている著作権保護期間の戦時加算義務について、CISAC 加盟団体が会員に戦時加算の権利を行使しないよう働きかけることを要請する、添付の決議を全会一致で採択いたしました。

この決議は、貴国の著作権管理団体で、いずれもわが組織の有力な加盟団体である JASRAC（日本音楽著作権協会）、APG - Japan（日本美術著作権機構）、WGJ（日本脚本家連盟）からの要請に応じて採択されたものですが、長年にわたり日本国において課題となっている戦時加算問題の解消に向けてこのような国際的な合意が得られたことは、CISAC としても極めて意義深いことと考えております。

文部科学大臣閣下におかれましては、この日本国の戦時加算解消に向けた CISAC 決議に対する深いご理解とご支持が得られるのであれば、CISAC はこの上なくありがたく存じます。

CISAC 事務局長

エリック バチスト

【添付資料】日本における戦時加算に関する CISAC 決議